## 佐賀県告示第 104 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和3年3月30日から令和3年4月30日まで 佐賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 波佐見塩田 線	嬉野市塩田町大字大草野字多々良丙 633 番1地先から 嬉野市塩田町大字大草野字塔ノ原丙 1021 番1地先まで	令和3.3.30